

会計限定監査役の任務懈怠と会社に対する損害賠償責任

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和1年8月21日
【事件番号】 平成31年（ネ）第1178号
【事件名】 損害賠償請求控訴事件
【裁判結果】 原判決一部取消し（請求全部棄却）（上告・上告受理申立て）
【参照法令】 会社法384条・389条1項～3項・423条1項・432条1項・435条2項・436条1項、
会社計算規則59条3項・121条・122条1項
【掲載誌】 金判1579号18頁

LEX/DB 文献番号 25564521

事実の概要

1 X（原告、控訴人兼被控訴人）は、昭和32年に設立された、一般製版印刷業等を目的とする資本金9,600万円の株式会社であり、取締役会設置会社かつ監査役設置会社である。Xは、株式の譲渡に当たり取締役会の承認を要する会社である。Xの事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までである。Y（被告、被控訴人兼控訴人）は、昭和42年7月から平成24年9月まで、監査の範囲が会計に関するものに限定されているXの監査役（以下「会計限定監査役」という）であった。Yは、監査役就任当時より公認会計士および税理士の資格を有しており、自ら所長を務める会計事務所所属の所員であるAが、昭和63年8月1日から、Yの補助者としてXの監査を担当していた。

2 Xの経理担当職員Bは、X名義の当座預金口座（以下「本件口座」という）の預金をB名義の普通預金口座に移し替える方法により、平成19年2月から平成28年7月まで合計126回にわたり、合計2億3,523万円余を横領した（以下「本件各横領行為」という）。Yは、本件各横領行為があった期間のうち、第50期（平成19年5月期）から第55期（平成24年5月期）までの監査を担当したが、本件各横領行為があったにもかかわらず、「計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。」と監査報告書に記載した。Yの補助者Aは、第50期の監査

の際には、カラーコピーで精巧に偽造された残高証明書を原本であると認識していたが、第51期から第55期までの監査の際は、白黒コピーで偽造された残高証明書を原本の写しであると認識していた。なお、本件各横領行為当時の経理担当取締役は現在のX代表者であるCであった。

3 Xは、本件各横領行為に関し、Yが本件口座の残高証明書の原本確認等を怠ったことについて、監査役としての任務懈怠があり、そのことによって本件各横領行為の発覚が遅れた等の主張をして、Yの監査期間に横領された2億2,199万円余のうち1億1,100万円余の損害賠償の支払をYに求めた。なお、本件各横領行為があった時期に在任中であったXの取締役および監査役のうち、Xから損害賠償請求を受けたのは、Yのみである。第一審判決（千葉支判平31・2・21金判1579号29頁）は、Yおよびその補助者Aが本件口座の残高証明書の写しを実査する方法のみで本件口座の預金の実在性を監査しており、本件各横領行為に関するYの任務懈怠が認められるとして、第50期を除く監査期間の横領金額5,763万円余の限度でXの請求を認容した。これに対し、XおよびYの双方が各敗訴部分を不服（Xの不服申立ては8,996万円余の限度）として控訴した。

判決の要旨

原判決一部取消し・請求棄却（上告・上告受理申立て）。

「会計限定監査役が……監査を行う場合においては、会計帳簿の信頼性欠如が会計限定監査役に容易に判明可能であったなどの特段の事情のない限り、会社（取締役又はその指示を受けた使用人）作成の会計帳簿（会社法 432 条 1 項）の記載内容を信頼して、会社作成の貸借対照表、損益計算書その他の計算関係書類等を監査すれば足りる。会計限定監査役は、前記のような特段の事情がないときには、会社作成の会計帳簿に不適正な記載があることを、会計帳簿の裏付資料（証憑）を直接確認するなどして積極的に調査発見すべき義務を負うものではない。」

「会計限定監査役の監査は、既に取締役又はその指揮監督を受けた使用人によって作成された貸借対照表その他の計算関係書類の正確性の確認であって、会計帳簿（会社法 432 条）については、その正確性の確認を直接の任務とするものではない。会計帳簿を適時に正確に作成すべき義務を負うのが株式会社、すなわち取締役……及びその指示を受けた使用人……であって、会計限定監査役ではないことは、会社法 432 条 1 項の規定から明らかである。使用人(B)の不正を最もよく監督・防止することができる者は、取締役(C)や上司たる使用人……であって、会計限定監査役でないことは、明らかである。会計限定監査役は、監査をするに当たり、原則として、取締役又はその指示を受けた使用人から提供される会計帳簿（監査役の直接の監査対象となるものを除く。）又はその写しその他の資料の記載が正確なものと信頼して監査を行えば足り、会計帳簿の記載を信頼したことそれ自体については、原則として善管注意義務違反に問われることはない。」

「Xの現在の取締役会は、歴代の又は現在の取締役に対する損害賠償請求を一切しないで、会計限定監査役であったYに対してのみ本件のような損害賠償請求を行っている。……このように、一部の取締役又は監査役だけを恣意的、狙い打的に損害賠償請求の対象とすることは、業務の適正（取締役の職務執行が効率的に行われ、監査役の監査が実効的に行われること）を確保するための体制……の規定の趣旨に反する。Xのような小会社は、会社法所定の内部統制システムを構築する義務はない。しかしながら、そのような株式会社であっても、会社の現在の取締役が、歴代の又は現在の取締役及び監査役のうち、恣意的に一部の

取締役又は監査役だけを対象として、理由なく狙い打的に損害賠償請求をすることは、現在及び将来の取締役又は監査役に、会社（取締役会・代表取締役）に対する信頼感や善管注意義務を履行しようとするモチベーションを喪失させ、ひいては取締役の職務執行又は監査役の監査の実効性、効率性を損ない、会社の業務の適正の確保を危うくするものである。

以上の点を考慮すると、Xの請求は、信義則違反であり、権利の濫用でもあるというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、取締役会および会計限定監査役を設置する株式会社において、その経理担当職員の横領行為によって生じた株式会社の損害について、会計限定監査役の任務懈怠による損害賠償責任が問われた事案である。会計限定監査役の任務懈怠責任の有無を判断するに当たっては、その善管注意義務の水準に照らしてその義務違反の有無が判断される。本件では、Yが本件口座の偽造された残高証明書の写しを実査する方法でのみ預金の実在性を監査していたことから、残高証明書の原本等の提示を求めるべきか、あるいは会社作成の会計帳簿を信頼して監査をすれば足りるかが問題とされた。第一審判決がYの任務懈怠を認めたのに対し、控訴審である本判決はYの任務懈怠を否定したことから、Xが上告している。

ところで、本件各横領行為があった時期に在任中であったXの取締役およびYの後任監査役のうち、Xが損害賠償請求の対象としたのはYのみであり、しかもXの現在の代表取締役Cは横領行為の当時は経理担当取締役であったことから、特定の役員のみを恣意的、狙い打的に損害賠償請求の対象とすることが信義則違反となるかも問題となる。

二 会計限定監査役の任務懈怠

1 会社法制定前において、監査役には業務監査権限と会計監査権限が付与されていたが、昭和 49 年（1974 年）商法改正により、資本の額が 1 億円以下である小会社（旧商特 1 条の 2 第 2 項）の監査役の権限は会計監査に限定されていた¹⁾

(旧商特 22 条 1 項)。現行会社法には小会社の区分はないが、公開会社でない株式会社（会計監査人設置会社または監査役会設置会社を除く）は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる（会社 389 条 1 項）。このような定めが認められるのは、全株式譲渡制限会社では、株主の異動が稀で、株主が直接に取締役の業務執行を密接・継続的に監視することが可能だからである²⁾。本件では、Y が X の監査役に在任していた期間において、X の定款には監査役の監査範囲を限定する旨の定めはなかったが、X は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 1 条 8 号による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 1 条の 2 第 2 項所定の小会社で、かつ、公開会社でない株式会社であったことから、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めているものとみなされていた（会社整備 53 条）。

2 本件は会計限定監査役の会社に対する損害賠償責任（会社 423 条 1 項）が問題とされた事案であるが、従来の裁判例の多くは、第三者に対する損害賠償責任（旧商 266 条ノ 3 第 1 項・280 条 1 項。会社 429 条 1 項）の成否に関するものであった。昭和 49 年（1974 年）商法改正後の小会社については、代表取締役の任務懈怠行為を監督しなかったとしても、監査役の責任を否定した裁判例が殆どである。その理由づけから、(1) そもそも業務監査権限がないとしたもの³⁾、(2) 任務懈怠についての悪意・重過失はないとしたもの⁴⁾、(3) 任務懈怠と第三者の損害との因果関係がないとしたもの⁵⁾、(4) 名目的監査役であるとしたもの⁶⁾などに分けることができる⁷⁾。

これに対し、小会社の監査役の責任を肯定した裁判例は数件にすぎない。①東京地判平 4・11・27（判時 1466 号 146 頁）は、弁護士である小会社の監査役について、任務懈怠による第三者に対する損害賠償責任を認めた最初の公判裁判例である。同判決は、当該監査役は代表取締役の粉飾決算を暴く機会を与えられていたにもかかわらず、会社の会計監査を真摯に行わず、計算書類について説明を何ら求めることもなく、不正経理を見逃して、結果的に会社の計算書類の虚偽記載を放置したこと等の事情を認定して、悪意または重過失がある重大な任務懈怠があると判示した。同判

決は、正面から小会社監査役の会計監査上の任務懈怠を認め、責任を肯定した裁判例であると評価されている⁸⁾。②名古屋高判平 23・8・25（判時 2162 号 136 頁）は、弁護士である小会社の監査役が代表取締役の違法な投資勧誘を阻止しなかったことについて、その職務を行うについて悪意または重過失があるとして責任を認めたが、会計監査権しかない監査役にそのような職務は認められないとする批判が多い⁹⁾。

3 会計監査人設置会社以外の株式会社では、計算書類の監査は監査役のみによって行われるところ、監査役（会計限定監査役を含む）の資格は、会計または監査の専門知識を要求するものではないため、計算書類の監査は会計専門職以外の者が実施することも当然想定される¹⁰⁾。そこで、会社計算規則第 4 編に定める「監査」は、公認会計士法 2 条 1 項に規定する公認会計士または監査法人が実施する監査のほか、計算関係書類（会社計規 2 条 3 項 3 号）に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための一連の手続を含むものであるが（会社計規 121 条 2 項）、監査役がどのような手法で上記の合致を確認するかは法令に明示されていない。

第一審判決は、Y が公認会計士および税理士の資格を有していたことから、そうした専門的能力を有さない一般的な監査役の善管注意義務の水準よりも高く、これに応じた具体的な監査手法を採る義務があったとした上で、Y が本件口座の残高証明書が明らかに写しであることを認識しながら、残高証明書の原本または当座勘定照合表の原本の提示を求めることなく、残高証明書の写しを実査する方法のみで本件口座の預金の実在性を監査したことは、本件各横領行為に関する会計限定監査役の任務懈怠が認められると判示した。これに対し、本判決は、会計限定監査役は、特段の事情のない限り、会社作成の会計帳簿の記載内容を信頼して、会社作成の貸借対照表、損益計算書その他の計算関係書類等を監査すれば足り、会社作成の会計帳簿に不適正な記載があることを、会計帳簿の裏付資料（証憑）を直接確認するなどして積極的に調査発見すべき義務を負うものではないとして、その任務懈怠を否定している。

本判決に対しては、会社計算規則 121 条 2 項

は「計算関係書類に表示された情報と会計帳簿の記録等との」合致の程度を確かめると規定するものではなく、「計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との」合致の程度を確認するものであるとした上で、会計限定監査役は会社作成の会計帳簿の正確性を監査すべきであるとする批判がなされている¹¹⁾。また、残高証明書原本の確認は、公認会計士でなくとも、きわめて初歩的かつ必須の手続であると指摘されている¹²⁾。会計限定監査役であっても、計算関係書類の調査権、会計帳簿・会計資料の閲覧権、取締役・使用人に対する報告請求権、ならびに会社の業務・財産の状況の調査権（会社389条4項・5項）が付与されていることからすると、本件において、Yが残高証明書の原本等の提示を求めることなく、残高証明書の写しを実査する方法のみで本件口座の預金の実在性を監査したことは、会計限定監査役としての善管注意義務に違反し、したがってYの任務懈怠が認められるであろう。

なお、前掲裁判例①は監査役が「弁護士である点を一般人に比して監査役の職務をより一層真摯になすべきことが期待される職責にある」と指摘してその任務懈怠を認め¹³⁾、また裁判例②は弁護士であることを理由に不祥事全般に関する善管注意義務を認めている。本件第一審判決も、Yが公認会計士および税理士の資格を有することから、Yが監査役として負うべき善管注意義務の水準を高く捉えている。

三 会計限定監査役Yの損害賠償責任の有無

上述のように、理論的には、第一審判決のようにYの任務懈怠を認めることが妥当であるように思われる。しかし、理論的には、そうであっても、Yひとりに責任を負わせるという結論はいかにもすわりが悪い。

そこで、(本判決とは異なり) Yの任務懈怠が認められるとしても、Xの損害賠償請求は信義則違反であるから認めるべきではないとする構成も考えられる。東京地判平19・5・23(金判1275号48頁)は、会社が、取締役による不正行為の発見がより容易な立場にあった別の取締役や監査役の責任を追及しないまま、会社法に基づかない会計監査契約を締結していた公認会計士の業務懈怠を理由に取締役の不正行為に起因する損害賠償請求訴訟を提起することが信義則に違反すると判示した。本

判決も、会社の現在の取締役が恣意的に一部の取締役または監査役だけを対象として理由なく狙い打ち的に損害賠償請求することは信義則違反であり、権利の濫用でもあり、Xの請求を認めなかった。

● 注

- 1) 監査役の権限に関する立法の変遷については、落合誠一編『会社法コメンタール(8)機関(2)』(商事法務、2009年)392頁[吉本健一]参照。
- 2) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣、2019年)522頁、吉本・前掲注1)446頁。
- 3) 東京高判昭56・7・16判タ452号161頁、東京地判昭56・11・27判タ463号133頁、京都地判平4・2・5判時1436号115頁、大阪高判平11・7・21判時1698号142頁。なお、大阪高判平29・4・20金判1519号12頁は、会計限定の定めを置く大会社において、監査の範囲が会計監査に限定されている旨の説明を受けて就任した監査役は業務監査の職責を負わないとして、その損害賠償責任を否定した。
- 4) 東京地判昭63・9・27判時1353号72頁、京都地判昭55・10・14判タ427号186頁。
- 5) 新潟地判昭52・12・26判タ369号383頁、神戸地判昭62・5・27判タ661号240頁、東京地判平17・6・27判時1923号139。
- 6) 大阪地判昭57・3・29判タ469号251頁。
- 7) 河野泰義「判批」判タ852号(1994年)199頁、釜田薫子「判批」商事2111号(2016年)52頁以下参照。
- 8) 前田修志「判批」ジュリ1088号(1996年)120頁。
- 9) 高橋均「判批」ジュリ1457号(2013年)112頁、片木晴彦「判批」リマークス47号(2013年)87頁、吉田正之「判批」金判1431号(2014年)6頁、釜田・前掲注7)54頁等。
- 10) 江頭憲治郎=弥永真生『会社法コメンタール(10)計算[1]』(有斐閣、2011年)172頁[片木晴彦]。
- 11) 弥永真生「本件判批」金判1582号(2020年)2頁以下、同「本件判批」ジュリ1541号(2020年)3頁。
- 12) 弥永・前掲注11)3頁。
- 13) 春田博「判批」法セ468号(1993年)61頁は、弁護士資格は法律・会計の専門的知識の具有者としてより高度の注意義務を課す根拠に用いるべきであったと指摘する。これに対し、前田・前掲注8)121頁は、監査役の職務に対する注意義務は、第一義的には個人の資質とは無関係に、監査役として要請される一般的な注意義務として同一に論ずべきであり、場合により会社との個別の関係に応じて修正されるにすぎないとする。